



特定社会保険労務士

ヒライ先生の

Q&A

相談事例

今月から最低賃金が上がったと聞きましたが、いくらくらい上がるんでしょう？

Q

マスコミ報道によればかなり大幅な引上げがされたようですが、いくらくらい上がるんでしょう？
当社は、織維製品製造・卸業です。

A

最低賃金には2種類あり、1つは地域別最低賃金、もう1つは特定(産業別)最低賃金があります。織維製品製造・卸業については地域別最低賃金が適用になります。今回の岐阜県における地域別最低賃金の引上げ額は、11円で、地域別最低賃金は、724円となりました。

ワンポイント・アドバイス

最低賃金については最低賃金法という法律によって規定されています。地域別最低賃金の決定は、厚生労働省に中央最低賃金審議会、各都道府県労働局に地方最低賃金審議会が設置されており、中央最低賃金審議会が毎年提示する最低賃金改定額の目安を参考に、各地最低賃金審議会が審議・答申し、都道府県労働局長が最低賃金を決定することとなっています。

平成25年度は、中央最低賃金審議会(厚生労働大臣の諮問機関)が8月7日に示した答申「平成25年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考に、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金改定額の調査・審議が行われました。結果、全国加重平均額は15円引上げの764円、最低賃金額が生活保護水準を下回っていた11都道府県中10都府県で生活保護水準との逆転現象が解消されることになりました。

また、岐阜県の最低賃金は713円から724円へ11円の引上げ(10月19日発効)となります。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金があり、地域別は都道府県単位となつており、東京

の869円を最高に、沖縄や九州(宮崎、大分、熊本、長崎、佐賀)などの664円までのバラつきがあります。

また、岐阜県の特定(産業別)最低賃金は、陶磁器・同関連製品・耐火物製造業／電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業／自動車・同附属品製造業／航空機・同附属品製造業などの産業について別途最低賃金を設けていますが、貴社の織維製品製造・卸業は、特定産業に該当しないため、地域別最低賃金が適用となります。

なお、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、最低賃金の減額の特例がありますが、都道府県労働局長の許可が必要です。

最低賃金の詳細については、岐阜労働局<http://gifu-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/>の賃金室のページをご覧下さい。

PROFILE

平井繁利(ひらい しげとし)
1952年11月3日
岐阜県生まれ岐阜市在住

同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了

社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度についての理論を構築。企業体质にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

現在

岐阜商工会議所労務顧問
ヒライ労働コンサルタント代表
関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属